

第 4 章

施策の基本方針

1 お互いを認め支えあう心を育て、 地域のつながりを深めましょう



(1) 支えあいの心を育てる

取組の方針

高齢化の進行や社会情勢の変化などにより、福祉の必要性は高まっている一方で、福祉への関心は十分ではありません。

地域福祉についての周知・啓発に取り組むとともに、福祉活動のきっかけづくりを行い、支えあいの心を育てていきます。

① 地域の一員としての意識醸成

市民・地域の取組

- 「向こう三軒両隣」など身近な地域とのつながりを持ちましょう。
- あいさつや声かけなど日ごろから地域の人とコミュニケーションを図りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	学校における福祉教育の推進	福祉教育プログラムの普及や教職員への研修、必要な機材の貸出などの事業を行います。
2	福祉啓発事業の実施	福祉活動の功労者に対する表彰や福祉について啓発するイベントを開催します。また、障がいに対する理解の促進を図ります。
3	地域福祉活動のきっかけづくりと活動への支援	学区福祉委員会などの地縁組織、ボランティアや市民活動団体、企業の社会貢献活動などへの支援やそれぞれの地域の課題解決へ向けた取組をともに考えていきます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	福祉教育の推進	地域福祉に関する出前講座の実施や福祉学習の機会づくりなど、関係機関・団体と連携し、福祉教育の支援を行います。
2	福祉に関する広報・啓発	様々な媒体を活用し、福祉に関する情報や地域での活動を発信するとともに、福祉活動の功労者に対する顕彰を行います。
3	多様性が認められる社会の実現	性別や国籍、障がいなどによる偏見や差別を受けることなく、あらゆる人が地域の一員としてともに支えあう地域づくりを推進します。

(2) 心をつなぐ交流・居場所づくりの推進

取組の方針

地域で支えあいや助けあいを行っていくためには、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりが必要です。地域での交流事業や居場所づくりの活動を促進し、地域の人の心をつなげていきます。

① 交流の促進

市民・地域の取組

- お祭りや防災訓練など、地域で行われている様々な行事に参加しましょう。
- 長年住んでいる人たちだけでなく、新たに転居してきた人たちや集合住宅の人たちも含めた交流を行いましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	地域での交流事業の支援	身近な場所を活用した地域での交流事業の実施の支援を行います。
2	世代間交流事業の支援	世代を超えて交流できるような支援を行います。
3	交流活動への参加の支援	高齢や障がいにより参加が難しい人が、活動に参加できるよう支援を行います。
4	オンラインを活用した事業の実施	オンラインを活用した事業の実施や、地域活動での利用を促進します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	情報の提供	様々な媒体を活用して交流事業の情報を発信します。
2	福祉分野以外のまちづくりとの連携	各種イベント、地域の行事、農福連携、移動支援など、福祉分野以外の取組と連携して交流と参加を促進します。
3	公園や空き家・空きスペースの活用	公園や空き家、民間事業者の空きスペースなどを活用して地域住民が交流できる場所や機会をつくる活動を推進します。
4	感染症対策の推進	公共施設において適切な感染予防などを講じるとともに、正確な情報発信を行うことで地域住民が安全に地域活動に取り組むことができる環境を整備します。

② 居場所づくり

市民・地域の取組

- 高齢者をはじめ、誰でも気軽に集える居場所づくりを行いましょう。
- 地域の人と声をかけあって一緒に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	サロン活動、子ども食堂などの支援	サロン活動、子ども食堂などへの支援、情報提供を行います。 町内単位など身近な場所でサロン活動が実施できる環境づくりを広めます。
2	重層的支援体制整備事業における参加支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援などの伴走支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	交流・居場所づくりの支援	ごまんぞく体操や認知症カフェ等、居場所や交流の場づくりの活動の支援を行います。また、学区こどもの家を地域の子育ての拠点施設として児童に遊びの場を提供し、子どもの居場所づくりを促進します。
2	福祉サービスの充実	共生型サービスの充実など福祉サービスを総合的または多機能で提供することで、世代を超えた多様な利用を進めます。

2 安全で安心して暮らせる

地域をつくりましょう

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



(1) 社会的孤立を防ぐ支援

取組の方針

高齢者、障がい者、子育て世帯などのうち支援を必要とする人に対しては、個別計画を策定し、支援に取り組んでいます。しかし、経済的な格差が広がる中で生活困窮や子どもの貧困、ヤングケアラーなど新たな課題や複合的な課題を抱える世帯も出てきています。

福祉課題に対して従来から個別に取り組んでいる福祉施策だけでなく、新たな福祉課題に対応した支援やそれぞれの支援につながりを持たせた包括的な支援についても充実を図ります。

① 権利擁護の推進

市民・地域の取組

○成年後見制度等、権利擁護の取組について理解を深めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	中核機関の設置	成年後見制度についての①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援を行います。
2	権利擁護の推進	日常生活自立支援事業と成年後見制度の活用により、対象者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の権利擁護と福祉サービスの利用支援を進めます。 法人後見を受任します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度についての普及・啓発を行います。
2	成年後見制度利用促進協議会の運営	協議会を法律・福祉の専門職団体関係機関で構成し、成年後見制度の利用促進策や司法と福祉の連携により対応しなければならない課題などに関する検討を行います。
3	権利擁護体制の充実	子ども、高齢者、障がい者などの虐待予防や消費者被害などの防止、防犯活動など見守り体制の充実を図るとともに、相談・支援を行います。
4	犯罪被害者などへの支援体制の充実	犯罪被害者などが気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、警察など関係機関との連携強化を図ります。
5	再犯防止の取組	保健・医療・福祉関係機関と連携して、犯罪をした人等の地域での生活の支援を行います。

② 総合的な相談支援体制の充実

市民・地域の取組

- 身近な相談窓口について把握しましょう。
- 地域の困りごとを見つけたら相談窓口へ相談しましょう。
- 福祉活動を行う団体や組織について理解を深めましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	相談体制の充実	団体や個人が気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。また、制度の狭間の個別支援、地域支援、仕組みづくりを行う専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの機能強化を図ります。
2	相談体制のネットワークの強化	行政機関・専門機関と地域組織や関係団体の有機的な連携に努め、相談体制のネットワークを強化します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	総合相談体制の構築	福祉分野に限らず、市民相談、若者相談、教育、多文化共生、就労支援など庁内各課、関係機関との連携強化に努め、総合相談体制の構築と支援を行います。
2	ネットワークによる包括的な相談支援の実施	単独の相談支援事業者では解決が困難な事例は、関係する支援機関と連携を図りながら支援を行います。

③ 生活に困難を抱える人に対する支援

市民・地域の取組

○地域に困りごとを抱える人を見かけた際は、社会福祉協議会や行政などの相談窓口
に相談しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	経済的困窮者に対する自立支援機能の促進	低所得世帯などを対象に、自立した生活の立て直しに向けた資金貸付の相談や、生活困窮者などの一時的な支援が必要な世帯に対し短期間の食料提供を行い、自立するための生活の支援を行います。
2	重層的支援体制整備事業における伴走支援	アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた参加支援、家計改善支援などの伴走支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	生活困窮者自立支援事業の実施	生活困窮世帯や就職氷河期世代などの相談に応じるとともに、アウトリーチ活動による早期把握、自立に向けた就労支援、子どもの学習支援、ひとり親家庭支援などを連携して行います。
2	福祉総合相談の実施	こども子育てサポートフロア（ここサポ）、ふくし総合サポートフロア（ふくサポ）をはじめ、地域包括支援センター等の包括的相談支援機関では、身近な相談窓口として相談を受けとめるだけでなく、民生委員児童委員・主任児童委員等の地域支援者などとのネットワークにより早期の相談対応に努めます。
3	食の支援	フードドライブ、フードパントリー、子ども食堂などを支援するとともに、食の支援を通じて地域づくりを進めます。
4	こころの健康、いのちに関する相談	こころの悩み、ひきこもり、依存症、性別、予期しない妊娠に関する相談など、ゲートキーパーの視点を持ち専門機関と連携して相談に応じます。

(2) 多機関のネットワーク強化

取組の方針

福祉課題が多様化していく中で、多様なニーズに応じた支援の充実に取り組んでいます。課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相談体制の整備を引き続き推進します。また、関係機関や関係団体との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを行います。

① 多機関の包括的な支援、ネットワークの強化

市民・地域の取組

- 福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深めましょう。
- 自分が活動している団体以外の取組についても情報を把握しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	団体間の連携と活動支援への体制づくり	福祉関係団体間の連携のサポートを行います。 地縁型組織とテーマ型組織との連携支援の強化を継続的に実施します。 ボランティアセンターの機能の強化と拡充に努めます。
2	障がい者基幹相談支援センターの充実	障がい福祉サービスを提供する事業者などの支援を通じて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、事業者の専門性の向上に努めます。
3	基幹型地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターや介護サービス事業者連絡協議会の支援を通じて、保健・医療・福祉のネットワークの強化、介護事業者の専門性の向上に努めます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	地域力を高める仕組みの構築	地域の支えあい活動をサポートするため、地域ケア会議や協議体を充実させるとともに、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターがコーディネートを行います。
2	保健・医療・福祉の連携の推進と地域包括ケアの実現に向けた取組	住み慣れたまちで生活していけるよう、地域ケア会議や「岡崎幸田いえやすネットワーク」等を充実させることで多職種連携を図ります。
3	相談支援包括化推進員の配置	複雑化・複合化した事例に対応するため、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行います。

② 円滑なコミュニケーション

市民・地域の取組

- 障がいのある人や外国人などあらゆる人にわかりやすい情報発信に努めましょう。
- 多様な個性や文化を認め、コミュニケーションをとりましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	本人の希望に寄り添う伴走支援	アウトリーチ活動、参加支援、成年後見支援センター等における相談支援において、本人の望む暮らしを続けるための意思決定・意思表示の伴走支援を行います。
2	情報保障の充実	障がいのある人も社会参加・地域参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	意思決定や意思表示ができる環境整備	障がいがある、外国にルーツをもつなど、意思疎通やコミュニケーションに対して配慮が必要な人が、地域のコミュニケーションを円滑にする取組の支援を行います。
2	終活サポート	認知症や障がい・病気などにより判断力・意思決定能力の低下した場合においても人生の最期まで本人の望む生き方ができるよう、終活や人生会議などを普及していきます。
3	デジタル格差の解消	デジタル活用に不安のある高齢者などの不安解消に向けた支援を行います。 地域福祉活動を行う際に必要なデジタル環境の整備についての助言を行います。

(3) 暮らし続けられる地域づくり

取組の方針

地域とのつながりが希薄化する中で、地域が持っていた防災や防犯についての対応力は低下しています。近年、各地で大きな災害が発生しており、本市においても他人ごとではありません。南海トラフ地震や大雨災害など、災害に対する備えが必要となります。安心して暮らすことができるように、防災・防犯体制の充実を図ります。

① 見守り、防災・防犯体制の充実

市民・地域の取組

- 地域の防災訓練に参加するとともに、一人ひとりが災害時の備えを行いましょう。
- 災害時に支援が必要な人を把握し、平時から支援に必要な体制を整えましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	地域での防災・防犯活動の支援	地域での見守り活動の支援を行います。また、学区福祉委員会活動の1つである災害時避難行動要支援者名簿を活用した平時の見守り活動の支援を行います。
2	災害時における拠点と体制の整備	災害ボランティア支援センターに関する取組を促進します。また、災害時にボランティア活動を行う人材の養成とスキルアップに努めます。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	災害時避難行動要支援者支援制度の充実	制度の周知を図り、登録者を増やすとともに、地域支援者の理解を深めることで災害時避難行動要支援者支援制度を充実します。 個別避難計画策定を進めることで犠牲者ゼロのまちづくりを進めます。
2	福祉避難所の充実	医療や介護従事者向けの研修や協定締結団体との連携強化など、福祉避難所の充実を図ります。
3	地域での防災・防犯活動の支援	地域での災害時の備えなどに関する話しあいや研修の実施により地域での活動の支援を行います。
4	速やかな生活復興のための協働による被災者支援の基盤整備	平時から関係者が連携して活動できる基盤を整備するため、行政・各種団体、企業・NPO、ボランティアの三者連携を進めます。 自力での生活再建が困難な被災者を支援するため、災害直後だけでなく復興期も含めた生活復興支援ができる制度の設計を行います。

② 社会参加・住居確保・就労につなげる仕組みづくり

市民・地域の取組

- 見守りやボランティア、地域の活動などに参加しましょう。
- 個性に合わせた多様な働き方ができる環境をつくっていきましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	重層的支援体制整備事業における参加支援	制度の狭間にある個人ニーズを把握し、地域の社会資源とのコーディネートやインフォーマルサービスの創出を通じ、利用者と支援メニューのマッチングを行います。
2	就労についての相談支援	基幹型地域包括支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、就労だけでなくボランティア活動なども含めた役割の獲得や社会参加の支援を行います。
3	ボランティアセンターの強化	役割や生きがいにつながるよう、ボランティア活動先の発掘や活動へのコーディネートを継続して実施します。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	就労についての相談・支援	生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、参加支援事業、シルバー人材センター、就労移行支援等を通じて就労活動につなげていきます。
2	関係機関との連携強化	ハローワークや商工会議所、福祉サービス、医療機関などとの連携を強化し、多様な働き方ができる地域づくりを進めます。
3	障がい者の一般就労の促進	関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、一般就労への定着を図ります。
4	インフォーマルサービスの創出	クラウドファンディングや労働者が協同出資をして経営する協同組合で働く仕組みなどを活用し、就労や社会参加に意欲のある人が参画できる仕組みづくりを推進することで、インフォーマルサービスの創出を図ります。
5	ひきこもりや不登校についての相談支援	ひきこもりや不登校に悩む若者の相談を行うとともに、すぐに社会に出ることが困難な若者への初期支援として、関係機関への同行支援や生活習慣や社会生活の基本を身に付けるための支援を行います。
6	ケアラーへの支援	ヤングケアラー・若者ケアラー・ダブルケアラーについての周知を図るとともに、相談・交流会の開催などの支援を関係機関と連携して行います。 ケアラーにならざるを得ない状況を打破するため、多機関協働事業などにおいて解決に向けた支援を行います。
7	子どもの貧困対策の推進	経済的に厳しい状況に置かれた家庭を支援することで貧困からの脱却を図るとともに、子どもに対する学習支援や居場所づくり、食料支援などを行います。 ひとり親家庭が直面する困難を解消するため相談・情報提供の充実を図り、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
8	岡崎市住宅確保要配慮者の居住支援協議会相談窓口の設置	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する相談を受けて、公民が連携した居住支援協議会により住宅確保のための支援を行います。

3 ころ豊かに暮らす

地域社会をめざしましょう



(1) 地域福祉活動への参加の促進

取組の方針

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手や活動組織を育成したり、支援したりしていく必要があります。

福祉活動の必要性を周知し、新たな担い手を確保していくとともに、活動の中核となるリーダーを育成していきます。また、福祉活動に取り組む団体の活動の充実に向けて、支援を行います。

① 福祉活動の担い手育成

市民・地域の取組

- 関心のある福祉活動に参加してみましょう。
- 担い手の育成講座などに参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	ボランティア活動のきっかけづくり	福祉への関心を育むイベントやボランティアへのきっかけとなる講座などを企画し、幅広い年代のボランティア活動の参加を促進します。
2	担い手の育成支援	ボランティアの養成やリーダーの育成を図り人材の確保に努めます。
3	サロン活動者への支援	地域で居場所づくりに取り組む活動者へ向けて養成講座を実施し、サロン活動への助言、相談や支援などを進めます。
4	福祉について体系的に学ぶ機会の創出	福祉に関する様々な講座を整理し、より効果的に学ぶことができる機会の創出をめざします。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	企業や団体などへの働きかけ	企業や協同組合、NPO、社会福祉法人などの様々な事業者や団体に働きかけ、福祉活動への参画や社会貢献活動実施の支援をしていきます。
2	担い手の育成	認知症サポーターの養成やキャラバンメイト活動支援、ごまんぞく体操の立ち上げ支援など、研修や活動支援などを進めます。 若者が地域づくりに参画できる取組を実践します。

② 市民活動団体・企業などのつながり支援

市民・地域の取組

- 市民活動団体の取組について把握しましょう。
- 市民活動団体同士の連携や情報の共有を図り、活動内容の充実を図りましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	福祉活動団体への支援	ボランティア団体や学区福祉委員会、またそれらの連絡協議会の活動の支援を行います。
2	共同募金運動への協力者の充実	募金活動の活性化と啓発活動の強化、募金の使途の透明化を図るための事業や助成などに取り組みます。
3	企業や社会福祉法人の社会貢献活動の支援	社会貢献活動についてのリーフレットを活用し、企業の社会貢献活動を推進、協働できる取組を企画・提案していきます。また、活動する企業などの登録や周知、地域などとのマッチング支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	市民活動団体などとの連携	地域ケア会議等を通じ、地縁型やテーマ型市民活動団体などとの連携を図ります。市民活動団体などとの連携体制を検討します。
2	市民活動団体の支援	市民活動情報の発信や活動拠点の充実、支援を行います。
3	生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、協議体の開催や地域の人と活動をつなぐ活動をしていきます。
4	公民連携による地域づくり	民間企業などとの連携のなかで、公共性・公益性と営利性のバランスを保ちながら地域生活課題解決に向けた持続的な支援活動を行います。

③ 多様な主体の活動支援

市民・地域の取組

- 市内で取り組まれている様々な福祉活動について関心を持ちましょう。
- 学区福祉委員会など、地域の団体が行っている活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	ボランティア団体の支援	ボランティア団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
2	社会福祉法人やNPO法人など、非営利活動団体の支援	非営利活動団体に取り組む地域での様々な活動の支援を行います。
3	企業の社会貢献活動の支援	各企業の特性を活かした活動を一緒に考え、取組の支援を行います。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	アイデアソン等によるつながりの機会の創出	学生、ボランティア、企業、NPOなどの多様な主体のつながりをつくり、地域づくりのアイデア創出を図ります。
2	人と人、人と活動をつなぐための支援の充実	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。

(2) 地域力アップの仕組みづくり

取組の方針

岡崎市では学区福祉委員会をはじめ、総代会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会など、地域の支えあいを担う様々な人や団体が活動しています。このような主に小学校区を範囲に取り組まれている地域での活動に対し、あらゆる面から支援を行うとともに、人や活動を有機的につなぎ、より効率的かつ効果的な活動となるための仕組みづくりを進めます。

① 小地域福祉活動の充実

市民・地域の取組

- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動について関心を持ちましょう。
- 自分の住む小学校区で実施されている様々な活動に参加しましょう。

社会福祉協議会の取組

No.	取 組	内 容
1	学区福祉委員会活動の支援	主に小学校区ごとで地域福祉活動に取り組む学区福祉委員会について、それぞれ地域の特性に合わせた活動の支援を行います。学区福祉委員会相互の連絡調整や情報共有のため、学区福祉委員会連絡協議会の活動の支援を行います。
2	地縁組織やボランティア団体などの活動をつなぐ取組の推進	学区福祉委員会だけでなく、総代会、老人クラブ、子ども会、ボランティア活動団体、子ども食堂などの多様な活動をつなぐことで、活動の充実をめざします。
3	福祉座談会「ミソ端会議」の実施	学区福祉委員会をはじめとした地域の諸団体が参加する福祉座談会「ミソ端会議」を引き続き実施します。地域の現状やニーズを把握し、主に小学校区を範囲とした地域福祉活動について検討します。子どもから高齢者まで、障がい者も外国人も、誰もが住み続けたいまちをめざします。

行政の取組

No.	取 組	内 容
1	地域福祉活動への支援	学区福祉委員会が行う地域福祉活動に対する支援を行います。
2	各種団体が行う活動への支援	総代会、学区福祉委員会、老人クラブ、子ども会、民生委員児童委員・主任児童委員、防災防犯協会などが行う活動に対する支援を行います。
3	地縁組織と市民活動団体や企業などをつなぐ取組の推進	生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の人と多様な活動をつなぐ支援を行います。
4	地域づくり事業に必要な財源の確保	国等による補助制度を有効活用するとともに、ふるさと納税や企業などによる寄附、クラウドファンディングなどの手法の活用などにより、地域づくり事業に必要な財源確保に努めます。